

## 農地中間管理機構（仮称）の制度の骨格（案）の修正について

第16回規制改革会議（9月19日）において決定された「農地中間管理機構（仮称）の創設に関する規制改革会議の意見」を受けた「農地中間管理機構（仮称）の制度の骨格（案）」の主な修正点は以下のとおり。

<p style="text-align: center;"><b>当 初 案</b></p> <p style="text-align: center;">第14回規制改革会議 （平成25年8月22日）時点</p>	<p style="text-align: center;"><b>修 正 案</b></p> <p style="text-align: center;">第6回農林水産業・地域の活力創造本部 （平成25年10月4日）時点</p>
<p><b>国の関与・責任</b></p> <p>（特段の記載はなし）</p>	<p><b>国全体として、政策目標を達成</b>するために、農林水産大臣は、</p> <p>① <b>農地中間管理機構の事業の実施状況を評価し、効率的かつ効果的な取組に関する情報を公表</b>すること等により、農地中間管理機構の事業の効率的かつ効果的な取組を促進する</p> <p>② 農地中間管理機構に関し、<b>都道府県に対して是正・改善のために必要な措置を行う</b>ことができる</p>
<p><b>機構の指定・役員を選任等</b></p> <p>（指定・選任等に係る明確な記載はなし）</p>	<p>1 都道府県知事は、農地中間管理事業を<b>公平かつ適正に行うことができる法人</b>を指定する</p> <p>2 ① 農地中間管理機構の役員を選任及び解任は、<b>都道府県知事の認可</b>を要することとする</p> <p>② 役員が法令又は事業規程に違反したとき、<b>事業の実施状況が著しく不十分</b>なとき等においては、都道府県知事は、農地中間管理機構に対し、<b>役員解任を命ずる</b>ことができる</p>
<p><b>農地の貸付け</b></p> <p>農地の借受け希望者の公募に際し、<b>認定農業者や人・農地プランの中心経営体は、応募不要</b></p>	<p>農地中間管理機構は、</p> <p>① 区域ごとに、<b>農地の借入れ希望者を募集</b>し、これらの者に関する情報を整理し、公表する</p> <p>② <b>貸付先の選定ルール等を定めた事業規程を作成し、都道府県知事の認可を受けるとともに</b>、公表する</p> <p>③ 事業規程の定めるところにより、<b>①の借入れ希望者のうちから、適切な貸付けの相手方を選定</b>する</p>
<p><b>不服申立ての仕組み</b></p> <p>（特段の記載はなし）</p>	<p>1 農地の借受け又は貸付けを希望する者の<b>苦情又は相談に応じる体制を整備</b>することとする</p> <p>2 都道府県知事は、農用地利用配分計画の認可申請があったときは、これを縦覧に供し、<b>利害関係人は都道府県知事に意見書を提出</b>できることとする</p>
<p><b>人・農地プラン</b></p> <p>人・農地プランを法定化</p>	<p><b>人・農地プランの法定化は行わない</b>こととする</p>
<p><b>機構の組織</b></p> <p>重要事項を決定する運営委員会を置く</p>	<p><b>運営委員会は設置しない</b>こととし、事業の実施状況を評価し意見を述べるために、<b>客観的かつ中立公正な判断をすることができる者</b>で構成される<b>評価委員会を置く</b>こととする</p>